

## 可児市農業委員会第5回農業委員会総会議事録

開催日時	平成27年5月7日(木)午後1時30分から2時30分
開催場所	可児市役所 5階全員協議会室
出席委員	奥村 武司、 生田 信昭、 吉田 正則、 奥村 信隆、 可児 隆彦、 續木 明彦、 山田 照男、 菱川 幸夫、 杉本 隆久、 井藤 平榮、 堀井 省治、 大澤 正幸、 小池一二三、 渡邊 千春、 可児すみ子、 勝野 英俊、 可児 勉、 土田 幸嗣、 仙石 廣男
事務局	事務局長 牛江 宏 課長 堀部 建樹、係長 渡辺 義信、書記 山本 尚美
議案	第29号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第30号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第31号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第32号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第33号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について 第34号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
議事	局長 開会に先立ち、事務局から発言を求められていますので、お願いします。 事務局 議案の訂正ですが、議案書の5ページ、5条受付番号5番、大森字立石の土地の登記簿の地目が田となっておりますが、畑に訂正をお願いします。以上です。
議長	議長 平成27年第5回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の欠席委員はなしで、只今の出席委員は19名と定足数に達しておりますので、これより平成27年第5回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました議案のとおりとなっております。 日程第1、議事録署名委員の指名を行いません。本日の署名委員は議長において、3番吉田正則委員、5番可児隆彦委員の両名を指名します。
議長	議長 日程第2、議案29号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について、を議題といたします。 それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	事務局 議案第29号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について、説明させていただきます。今回は、売買による所有権の移転2件、贈与による所有権の移転1件の申請があります。

受付番号1 大森からの申請の案件は、譲渡人の大森の方と譲受人の大森の方の間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、大森字立石、地目は田で、面積は34㎡、農振区域内の農地です。

譲受人は、譲受人が耕作する隣地の田と一体利用するため申請地を取得し、農業規模の拡張を計画するとなっています。譲受後の耕作面積は5,254㎡となります。

受付番号2 大森からの申請の案件は、譲渡人の大森の方2名と譲受人の大森の方の間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、大森字立石外1筆、地目は田で、面積は合計106㎡、農振区域内の農地です。

譲受人は、譲受人が耕作する隣地の田と一体利用するため申請地を取得し、農業規模の拡張を計画するとなっています。譲受後の耕作面積は10,816㎡となります。

なお、関連案件で5条受付番号5が同時申請されています。

受付番号3 西帷子からの申請の案件は、譲渡人の西帷子の方と譲受人の西帷子の方の間における贈与による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、西帷子字弁入、地目は田で、面積は1,916㎡、農振区域内の農地です。

譲受人は、譲受人の居住地周囲となる申請地を取得し、農業規模の拡張を計画するとなっています。譲受後の耕作面積は8,319㎡となります。

この案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。受付番号1、2大森お願いします。

可児(す)委員 受付番号1、2について、15番可児が報告します。

受付番号1について、隣接する田を耕作しており一体利用するため申請地を取得するものです。現在もきちんと手入れされており、自宅の近くで、コンバイン、田植機などを所有してみえますので、問題ないと思います。

受付番号2について、小さな面積ですので隣の田と合わせて耕作し拡大するもので、自宅のすぐ前であり、一緒に手入れしたいということで、問題ないと思います。

議長 勝野委員 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号3西帷子お願いします。

受付番号3について、16番勝野が報告します。

譲渡人は申請地の維持管理が困難となり、農地の荒廃を防ぐため、近隣する田を耕作し規模拡張を望む譲受人への贈与による所有権移転で、親戚関係にあたり、問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第2、議案第29号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第3、議案第30号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対す

事務局 議案第 30 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は 1 件の申請があります。

受付番号 1 今渡からの申請の案件は、申請人の今渡の方が、居住されている住宅の敷地として転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字町、地目は畑、面積は 297 m<sup>2</sup>。申請地の東側は道路、西側は道路、南側は一体利用の宅地、北側は道路となっており、第 1 種住居地域の農地です。

転用事由としましては、南側の宅地と一体利用して、個人住宅を建築し利用している敷地として転用許可を求めるものです。

なお、農地法の許可を受けずに宅地として利用しており、始末書が添付されています。農地転用許可区分は、第 1 種住居地域であることから第 3 種農地と判断されます。一般基準判定につきましては、雨水排水は前面の国道側溝、上下水道は前面の国道に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

周辺への影響には今後も十分注意を払うとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われます。

以上です。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から発言をお願いします。受付番号 1 今渡をお願いします。

菱川委員 受付番号 1 について、8 番菱川が報告します。

この土地に家がかかっており、始末書によると昭和 59 年 3 月から建物を建てたということで、周りは庭になっておりまして、農地のまま、庭や家を建てたということで始末書が添付されております。

今回の申請で一体利用して宅地にするということで、上下水道は前面道路、公共下水ということで、問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議長 【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第 3、議案第 30 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見については、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議長 日程第 4、議案第 31 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について、を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 31 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は売買による所有権移転 10 件、使用貸借権の設定 2 件、賃貸借権の設定 1 件、合計 13 件の申請があります。

受付番号 1 平貝戸からの案件は、譲渡人の御嵩町伏見の方と譲受人の御嵩町の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が一般個人住宅を建設して販売する

目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、平貝戸字西見田外1筆、地目は田、面積は合計332㎡。農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は宅地、西側は水路、南側は道路、北側は宅地と畑となっており、許可後1年の計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が一般個人住宅を建設して販売するとの計画であります。

農地転用許可区分は、住宅及び事業施設が連たんし、駅まで120mとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われれます。

受付番号2 中恵土からの申請の案件は、譲渡人の中恵土の方と譲受人の中恵土の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が営む電気工事業の資材置場及び事業用駐車場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字竹ノ腰、地目は田、面積は115㎡。農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路、西側は5条許可済地、南側は譲受人所有の宅地と5条許可済地、北側は宅地となっており、許可後3ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、南側隣接の宅地と一体利用して、資材置場及び事業用駐車場にする計画であります。

農地転用許可区分は、住宅及び事業施設が連たんし、市役所支所、中恵土連絡所まで310mであることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われれます。

受付番号3 中恵土からの申請の案件は、譲渡人の各務原市の方外1名と譲受人の徳野南の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が隣接の商業用貸店舗の駐車場を拡張するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字助太郎、地目は畑で、面積は234㎡。農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は畑、西側は雑種地、南側は愛知用水、北側は商業用貸店舗の駐車場となっており、許可後3ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、北側隣接の商業用貸店舗の駐車場を拡張し一体利用するとの計画であります。

なお、農地法の許可を受けずに、倉庫を建てて利用しており、始末書が添付されていません。

農地転用許可区分は、住宅や事業施設が隣接また近接しており、農地の一団が10ha未満であることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われれます。

受付番号4 広見からの申請の案件は、譲渡人の広見の方と譲受人の広見の方との間における贈与による所有権の移転で、譲受人が個人住宅敷地としているため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見字木ノ元、地目は田で、面積は37㎡。申請地の東側は譲受人の宅地、西側は譲渡人の畑、南側は宅地、北側は譲渡人の畑となっており、農振区域内の農

用地区域外の農地です。

転用事由としましては、東側隣接の宅地を一体利用して、個人住宅を建築し利用している敷地として転用許可を求めるものです。

なお、農地法の許可を受けずに、個人住宅を建築し利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、住宅が隣接しており、農地の一団が10ha未満であることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は自己用U字溝、上水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、下水道は汲み取り、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われれます。

受付番号5 大森からの申請の案件は、譲渡人の大森の方と譲受人の大森の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が自己所有地住宅敷地と一体利用する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、大森字立石、地目は畑、面積は7.19㎡。申請地の東側は譲受人の宅地、西側は道路、南側と北側は譲受人の宅地となっており、農振区域内の農用地区域外の農地です。

転用事由としましては、譲受人が住宅敷地と一体利用するものです。

なお、農地法の許可を受けずに、住宅敷地と利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、住宅施設が連たんであることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われれます。

関連案件で3条受付番号2が同時申請されています。

受付番号6 羽崎からの申請の案件は、貸付人の羽崎の方と貸付人の子である借受人の羽崎の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が一般個人住宅を建築する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、羽崎字不孝寺、地目は田、面積は97㎡。農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は鉄骨ハウス、西側は道路、南側は用水路及び道路、北側はビニールハウスと進入路となっており、許可後6ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、借受人の一般個人住宅を建築する計画となっております。

なお、農地法の許可を受けずに、資材置場として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、集落に近接しており、農地の一団が10ha未満であることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面水路、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われれます。

受付番号7 坂戸からの案件は、貸付人の坂戸の方と貸付人の子である借受人の下恵土の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が一般個人住宅を建築する目的のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、坂戸字前田の一部、地目は田、面積は1,383㎡の内480㎡。農振区域

内の農用区域外の農地で、申請地の東側は宅地、西側は宅地と道路、南側は農道及び排水路、北側は田となっており、許可後1年の計画としての申請です。

転用事由としましては、借受人の一般個人住宅を建築する計画となっております。

農地転用許可区分は、Akiなかむらクリニックまで200m及び加藤歯科医院まで350mであることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、説明資料は市排水路となっておりますが訂正をお願いします。

上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号8 土田からの申請の案件は、譲渡人の土田の方と譲受人の土田の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が所有する店及び駐車場に隣接する駐車場建設のため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字往還北外1筆、地目は畑で、面積は合計396㎡。第1種住居地域の農地で、申請地の東側は畑と譲受人所有の宅地、西側は宅地、南側は道路、北側は譲受人所有の一体利用地となっており、許可後3ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、北側隣接の駐車場を一体利用して、譲受人の駐車場を拡大するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号9 帷子新町からの申請の案件は、譲渡人の東帷子の方と譲受人の春日井市の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が経営する医院の駐車場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、帷子新町二丁目外2筆、地目はすべて畑で、面積は合計264㎡。第1種住居地域の農地で、申請地の東側は譲受人の駐車場、西側は畑、南側は畑、北側は道路となっており、許可後7月1日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は、東側隣接の駐車場を一体利用して、駐車場を拡大するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号10 下恵土からの申請の案件は、譲渡人の下恵土の方と譲受人の土田の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が近隣住民用の貸し物置及びエココンテナを設置するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字北林泉、地目は畑で、面積は117㎡。第1種住居地域の農地で、申請地の東側は畑、西側は道路、南側は宅地、北側は宅地となっており、許可後7月1日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は、近隣住民用の貸し物置及びエココンテナを設置するとの計画であります。

なお、農地として利用していないことから、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号11 徳野南からの申請の案件は、譲渡人の桂ヶ丘の方外1名と譲受人の下恵土の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が譲受人の子の一般個人住宅を建設するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、徳野南一丁目、地目は畑で、面積は526㎡。第1種住居地域の農地で、申請地の東側は道路、西側は道路、南側は宅地と畑、北側は畑となっており、許可後1年の計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は、申請地の所有権持分2分の1があり、譲渡人の所有権持分2分の1を取得し、子の個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣接農地の同意書は添付されており、雨水排水は道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号12 今渡からの申請の案件は、譲渡人の今渡の方と譲受人の今渡の方との間における贈与による所有権の移転で、西側に隣接する譲受人の宅地の一体利用地として住宅敷地とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字松葉、地目は田で、面積は44㎡。第1種住居地域の農地で、申請地の東側は愛知用水、西側は譲受人の宅地、南側は宅地、北側は宅地となっており、許可後1年間の計画としての申請です。

転用事由としましては、西側に隣接する宅地の一体利用地として住宅敷地とするとの計画であります。

なお、農地法の許可を受けずに、土砂搬入、埋め立てており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。受付番号13 川合からの申請の案件は、賃貸人の御嵩町の方と賃借人の多治見市の方との間における賃貸借権の設定で、賃借人が太陽光発電設備を設置するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字東野外1筆、地目は畑で、面積は合計2,052㎡。農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は宅地、西側は宅地と原野、南側は道路、北側は山林と原野となっており、許可後7月31日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、東側に隣接する宅地を一体利用して、太陽光発電設備、発電出力200kwを設置するとの計画であります。

なお、農地法の許可を受けずに、駐車場として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、住宅及び事業施設が連たんしていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま

す。いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われま

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。受付番号1平貝戸をお願いします。

渡邊委員 受付番号1について、14番渡邊が報告します。

東側は宅地、西側は側溝、南側は道路、北側は宅地で、宅地造成を行い、建売住宅を販売するというこ

議 長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号2、3中恵土をお願いします。

山田委員 受付番号2、3について、7番山田が報告します。

受付番号2について、環境は北に県道御嵩犬山線、東に市道が側溝とともに隣接して

おり、雨水排水は問題ないと思えますので、農業業用水への影響はないと考えま

議 長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号4広見をお願いします。

可児(隆)委員 受付番号4について、5番可児が報告します。

昭和56年頃、家を建て替えた時に一部埋めて建てられたということで、始末書がで

議 長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号5大森をお願いします。

可児(す)委員 受付番号5について、15番可児が報告します。

3条受付番号2と同じ方の申請で、宅地の庭の一部が畑のまま隣の土地だったため、始末書が両方から

議 長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号6羽崎をお願いします。

奥村(武)委員 受付番号6について、1番奥村が報告します。

息子さんの住宅を建てるということで、一般基準についても問題ありませんので、妥

議 長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号7坂戸をお願いします。

吉田委員 受付番号7について、3番吉田が報告します。

長男の家を建てるということで、分筆して農地転用するもので、上水道、下水道も特

議 長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号8土田をお願いします。

井藤委員 受付番号8について、10番井藤が報告します。

露店駐車場にするということで、隣地耕作者の同意書がでており、雨水排水は地下自

議 長 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号9帷子をお願いします。

勝野委員 受付番号9について、16番勝野が報告します。

隣接の整形外科医院の駐車場を増設するというので、西可児土地区画整理事業完了区域内の土地で、西及び南側は畑で隣地同意が退出されており、北は道路、東側は整形外科医院の駐車場です。雨水排水は北側道路側溝接続で、農業用水への影響はないと思います。

議 長  
可児(勉)委員

ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 10 下恵土お願いします。

受付番号 10 について、17 番可児が報告します。

受付番号 10 について、南側の分譲地と北側の分譲地の間に挟まれた土地で、以前荒らしてあったため始末書がでておりますが、今回、物置とエココンテナを設置するというので、一般基準はすべてクリアされており、問題ないと思います。

続きまして、受付番号 11 徳野南ですが、区画整理された土地で、一般基準判定はすべてクリアされており、問題ないと思います。

議 長  
菱川委員

ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 12 今渡お願いします。

受付番号 12 について、8 番菱川が報告します。

花壇を作るということで砕石が入っていたため、始末書が添付されておりますが、問題ないと思います。

議 長  
大澤委員

ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 13 川合お願いします。

受付番号 13 について、12 番大澤が報告します。

元々は一体利用される東側に工場があり、工場の駐車場として使ってみえましたが、現在は工場もなくてきれいに取り払われています。かなり前から荒れていて葛葉がでて近隣に迷惑がかかっていたところですが、今回立ち合いに行きましたところ、きれいに刈ってありました。隣接する耕作農地はありません。ぜひ今後、このようにしていただいて、近隣に迷惑がかからないようにしていただいたほうが喜ばしいと思います。

議 長

ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第 4、議案第 31 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見については、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長

異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長

日程第 5、議案第 32 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

議案第 32 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説明させていただきます。今回は 1 件の申請です。

受付番号 1 中恵土からの申請の案件は、当初事業者は、土地の形状が細長く住宅敷地としては不便であったため、南側に隣接する農地、平成 27 年 3 月 12 日 5 条許可申請中を一体利用して、住宅敷地を拡張した上で、個人住宅を建築するため承認を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字助太郎、地目は畑で、面積は 799 m<sup>2</sup>。農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は宅地、西側は宅地、南側は畑と宅地、北側は宅地となっ

ており、許可後 12 ヶ月の計画としての申請です。

転用事由としましては、南側隣接の畑を一体利用して、譲受人の個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、たけうちこどもクリニックまで 310m 及び市役所支所、中恵土連絡所まで 430m であることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われま。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元の委員から発言をお願いします。受付番号 1 中恵土をお願いします。

山田委員 受付番号 1 について、7 番山田が報告します。

前回の追加申請ということで、環境は西側に市道があり、上下水道とも公共のものを使用、東側に側溝が隣接しており、雨水排水は側溝に流して問題ないと思います。

農業用水への影響はなく、問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第 5、議案第 32 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見については、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長 日程第 5、議案第 33 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、を議題とします。なお、受付番号 23 番は 8 番菱川幸夫委員が申請人となっていることから、法第 24 条の議案審議参与制限により審議に加わることができないため、受付番号 23 番を先に審議します。

それでは、8 番菱川幸夫委員の退席をお願いします。

(菱川幸夫委員退席)

議 長 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 受付番号 23 番の議案第 33 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。

受付番号 23 番 貸人の今渡の方と借人の今渡の方との間の賃貸借権の設定です。

土地の概要は今渡字大清水の一部、地目は畑、面積は 866 m<sup>2</sup>、再設定で平成 30 年までの 3 年間、利用集積を図るものです。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第 6、受付番号 23 番の議案第 33 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定については原案のとおり承認し、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 異議がないものと認めます。よって、本案件を、原案のとおり承認、決定し、市長宛てに報告します。ここで、菱川幸夫委員の着席をお願いします。  
(菱川幸夫委員着席)

議 長 続きまして、受付番号1番から22番の議案第33号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、を審議します。  
それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第33号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。  
今回の利用権の設定内容は、賃貸借1件、使用貸借22件で合計23件、44,121.19㎡の集積となります。受付番号1番から受付番号22番の説明をさせていただきます。  
受付番号1番から13番は、借人が同じで使用貸借権の設定ですのでまとめて説明します。  
貸人の今の方外12名と借人の大森の法人との間での使用貸借権の設定です。  
土地の概要は、今字池下外23筆、地目はすべて田、面積は合計25,972.19㎡、すべて新規設定で平成33年までの6年間、利用集積を図るものです。  
受付番号14番、15番は、借人が同じで使用貸借権の設定ですのでまとめて説明します。  
貸人の瀬田の方外1名と借人の御嵩町伏見の法人との間での使用貸借権の設定です。  
土地の概要は、瀬田字浦田外4筆、地目はすべて田、面積は合計6,971㎡、新規設定で平成33年までの6年間、利用集積を図るものです。  
受付番号16番は、貸人の長洞の方と借人の土田の法人との間での解除条件付使用貸借権の設定です。  
土地の概要は、長洞字落合、地目は田、面積は2,411㎡、再設定で平成27年12月24日までの8ヶ月間、利用集積を図るものです。  
受付番号17番から21番は、借人が同じで使用貸借権の設定ですのでまとめて説明します。  
貸人の菅刈の方外4名と借人の菅刈の方との間での使用貸借権の設定です。  
土地の概要は、菅刈字後女坂外11筆、地目はすべて田、面積は合計5,355㎡、すべて新規設定で平成30年までの3年間、利用集積を図るものです。  
受付番号22番は、貸人の室原の方と借人の室原の方との間での使用貸借権の設定です。  
土地の概要は、室原字中の一部、地目は田、面積は2,546㎡、再設定で平成29年までの2年間、利用集積を図るものです。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

議 長 【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第6、受付番号1番から23番の議案第33号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定については原案のとおり承認し、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

議 長 【異議なしの声多数あり】

議 長 異議がないものと認めます。よって、本案件を、原案のとおり承認、決定し、市長宛

議 長 務 局 長

てに報告します。

日程第7、議案第34号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、を議題とします。事務局の説明をお願いします。

議案第34号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、説明させていただきます。今回は4月1日から4月30日までに受理した7件の案件について報告させていただきます。

菅刈の方外6名からの届出の案件は、田8筆、面積は合計5,148.㎡、畑19筆、面積は合計6,466.74㎡の総合計27筆、総面積は合計11,614.74㎡です。

いずれも相続により所有権を取得し、農業委員会によるあっせんの希望については、ありませんでした。以上で説明を終わらせていただきます。

議 長

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議 長

【意見なしの声多数あり】

ご意見も無いようですので、本案件は原案のとおり受理します。

議 長

以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。委員各位には、各案件について慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

これをもちまして、平成27年第5回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。誠に、ご苦労様でございました。